

岩倉市認定こども園等運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認定こども園、認可保育所及び小規模保育事業所（以下「認定こども園等」という。）の運営及び保育内容の充実を図り、もって児童の福祉の増進に寄与するため、認定こども園等が実施する保育運営事業に要する費用に対し、予算の範囲内において交付する岩倉市認定こども園等運営費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項の規定に基づき設置された幼保連携型認定こども園のうち学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）により設置されたものをいう。
- (2) 認可保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により都道府県及び市町村以外の者が設置した保育所をいう。
- (3) 小規模保育事業所 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を実施する事業所をいう。

(補助要件)

第3条 補助を受けることができる施設は、子ども・子育て支援法に関する岩倉市施行規則（平成27年岩倉市規則第3号）第18条の規定により市長が確認した特定教育・保育施設等とする。

(補助事業)

第4条 この要綱において補助金の交付の対象となる事業（以

下「補助事業」という。)は、次に掲げる事業とする。

- (1) 延長保育促進事業 愛知県地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱(平成27年3月31日付け26子支第1465号愛知県健康福祉部長通知)3(2)に基づき実施する事業
- (2) 1歳児保育実施事業 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛知県条例第68号)第6条の保育所の保育士の数を超えて保育士を配置する事業。この場合において、対象児童は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項の支給認定子どもであって、同法第19条第1項第3号の小学校就学前子どものうち満1歳の幼児(保育の提供を受けた年度の初日において満1歳であるものとし、その者が年度の途中で2歳に達した場合においても当該年度中は満1歳とみなす。)とする。
- (3) 主任保育士配置事業 主任保育士(10年程度の保育の経験を有する者をいう。)を配置する事業
- (4) 産休・病休代替職員配置事業 産休・病休代替職員制度実施要綱(平成19年6月7日付け19子支第94号愛知県健康福祉部長通知)に基づき実施する事業
- (5) 保育補助者雇上強化事業 保育補助者雇上強化事業実施要綱(平成29年4月17日付け雇児発0417第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき実施する事業
- (6) 保育体制強化事業 保育体制強化事業実施要綱(平成29年4月17日付け雇児発0417第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき実施する事業(ただし、第2条第3号に規定する小規模保育事業所において実施されるものを除く。)
- (7) 保育所等賃借料支援事業 都市部における保育所等への賃借料支援事業実施要綱(平成29年3月31日付け雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき実施する事業

(8) 保育環境向上等事業 保育環境等改善等事業実施要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき実施する保育環境の向上等を図るために老朽化した備品及び設備の購入、更新、改修等を行う事業

(9) 感染症対策のための改修整備等事業 保育環境等改善等事業実施要綱に基づき実施する新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる改修及び設備の整備等を行う事業

(10) 安全対策事業 保育環境等改善等事業実施要綱に基づき、送迎用バスに安全装置を設置する事業

2 前項第2号に掲げる事業に係る補助金については、子ども・子育て支援法第27条の施設型給付費及び同法第29条の地域型保育給付費の加算額と比較して、いずれか高い方の額を交付するものとする。

3 第1項第8号及び第9号に掲げる事業に係る補助金について、再度、補助金の交付を受けるためには、当該事業を実施してから10年を経過しなければならない。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 前条に掲げる補助事業に対する補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、岩倉市認定こども園等運営費補助金交付申請書（様式第1）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、補助金の交付を適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、岩倉市認定こども園等運営費補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため条件を付けることができる。

（計画変更）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下

「補助事業者」という。)が補助事業の計画等を変更し、又はこれに伴い補助金額に変更が生じるときは、岩倉市認定こども園等運営費補助金変更交付申請書(様式第3)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認をしたときは、必要に応じて条件を付し、岩倉市認定こども園等運営費補助金変更交付決定通知書(様式第4)により補助事業者へ通知しなければならない。
(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、岩倉市認定こども園等運営費補助金実績報告書(様式第5)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付等)

第11条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、岩倉市認定こども園等運営費補助金確定通知書(様式第6)により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の通知を受けたときは、速やかに岩倉市認定こども園等運営費補助金請求書(様式第7)により市長へ補助金の交付を請求するものとする。

- 3 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、補助金の交付の目的を達成するため、市長が特に必要があると認めた場合は、補助事業の実績に応じて補助金を部分払により交付することができる。

- 5 前項の規定により部分払を受けようとする補助事業者は、四半期ごとに岩倉市認定こども園等運営費補助金部分払請求書(様式第8)に必要な書類を添えて、当該四半期の翌月10日までに市長に提出しなければならない。この場合にお

いては、補助金の交付について第3項の規定を準用する。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第7条及び第8条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

(2) 補助金を交付の目的以外の目的に使用したとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付について不正の行為があったとき。

(5) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているとき、又は補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既に当該額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて当該部分の補助金を返還させなければならない。

(帳簿等の整備)

第14条 補助事業者は、補助対象事業に係る収支状況を明らかにした帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(検査等)

第15条 市長は、補助事業者に対して事業について必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(岩倉市延長保育促進事業費補助金交付要綱の廃止)

2 岩倉市延長保育促進事業費補助金交付要綱(平成24年4月1日施行。以下「廃止前の交付要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱による廃止前の交付要綱の規定による平成26年度分の延長保育促進事業費補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条第8号については、令和4年4月1日から適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年2月22日から施行する。

別表（第5条関係）

補助事業	補助基準額	補助基本額	補助金の額
(1) 延長保育 促進事業	1 補助対象経費 延長保育事業の実施に必要な経費 2 補助基準額 次の1又は2により算出された額の合計額 1 保育短時間認定（在籍児童1人当たり年額） (1) 保育所及び認定こども園 1時間 17,200円 (2) 小規模保育事業所 1時間 10,200円 2 保育標準時間認定（在籍児童1人当たり年額） (1) 保育所及び認定こども園 30分 300,000円 (2) 小規模保育事業所 30分 300,000円	補助対象経費の実支出額（補助対象経費の支出額から寄付金その他の収入額を控除した額）と補助基準額とを比較していずれか低い方の額	補助基本額 ただし、算出された額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
(2) 1歳児保育実施事業	1か所 4,519,000円	補助基準額	補助基本額
(3) 主任保育士配置事業	1か所 2,500,000円	補助基準額	補助基本額
(4) 産休・病休代替職員配置事業	1 補助対象経費 産休・病休代替職員の任用に必要な賃金 2 補助基準額 次の1及び2により算出された額の合計額 1 産休代替職員費 5,920円×勤務日数	補助対象経費の実支出額（補助対象経費の支出額から寄付金その他の収入額	補助基本額 ただし、算出された額に円未満の端数があるときは、こ

	<p>2 病休代替職員費 5,920 円×勤務日数 注 1) 1 及び 2 とも 1 人 1 日 5,920 円を限度とする。 注 2) 1 及び 2 の勤務日数は、市長が任用の承認をした職員が認定こども園等に任用期間の範囲内において勤務した日数</p>	<p>を控除した額)と補助基準額とを比較していずれか低い方の額</p>	<p>れを切り捨てるものとする。</p>
(5) 保育補助者雇上強化事業	<p>1 補助対象経費 保育補助者を雇上げるために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 2 補助基準額 次の 1 又は 2 により算出された額の合計額 1 定員が 121 人未満の施設の場合 1 か所当たり年額 2,333,000 円 2 定員が 121 人以上の施設の場合 1 か所当たり年額 4,666,000 円</p>	<p>補助対象経費の実支出額(補助対象経費の支出額から寄付金その他の収入額を控除した額)と補助基準額とを比較していずれか低い方の額</p>	<p>補助基本額 ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>
(6) 保育体制強化事業	<p>1 補助対象経費 保育体制強化のために地域の多様な人材を活用するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 2 補助基準額 1 か所 月額 100,000 円</p>	<p>補助対象経費の実支出額(補助対象経費の支出額から寄付金その他の収入額を控除した額)と補</p>	<p>補助基本額 ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨</p>

		助 基 準 額 とを比較 してい ずれか低い 方の額	てるもの とする。
(7) 保育所等 賃借料支援 事業	1 補助対象経費 保育を実施する建物の 賃借料の額（年額とする。 以下同じ。）から賃借料加 算の額（年額とする。以下 同じ。）を差し引いた額。 ただし、賃借料の額が賃借 料加算の額の3倍を超える 場合に限る。 2 補助基準額 1か所 年額 3,040,000 円	補助対象経 費の実支出 額（補助対 象経費の支 出額から寄 付金その他 の収入額を 控除した 額）と補助 基準額とを 比較してい ずれか低い 方の額	補助基本額 に4分の3 を乗じて得 た額 ただし、 算出された 額に1,000 円未満の端 数がある ときは、こ れを切り捨 てるものと する。
(8) 保育環境 向上等事業	1 補助対象経費 保育環境の向上等を図る ため、老朽化した備品及び 設備の購入、更新、改修等 を行うための経費 2 補助基準額 1か所 年額 1,029,000 円	補助対象経 費の実支出 額（補助対 象経費の支 出額から寄 付金その他 の収入額を 控除した 額）と補助 基準額とを 比較してい ずれか低い 方の額	補助基本額 ただし、 算出された 額に1,000 円未満の端 数がある ときは、こ れを切り捨 てるものと する。
(9) 感染症対 策のための 改修整備等 事業	1 補助対象経費 新型コロナウイルス感染 症等の感染症対策のため に必要な改修や設備 の整備等を行うための経 費 2 補助基準額	補助対象経 費の実支出 額（補助対 象経費の支 出額から寄	補助基本額 ただし、 算出された 額に1,000 円未満の端 数がある ときは、こ

	1 か所 年額 1,029,000 円	付金その他の収入額を控除した額)と補助基準額とを比較していずれか低い方の額	を切り捨てるものとする。
(10) 安全対策事業	1 補助対象経費 送迎用バスに安全装置を設置するために必要な装置の購入費及び装置を設置するための経費 2 補助基準額 送迎バス 1 台 年額 175,000 円	補助対象経費の実支出額(補助対象経費の支出額から寄付金その他の収入額を控除した額)と補助基準額とを比較していずれか低い方の額	補助基本額 ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

様式第 1（第 6 条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者

住所

代表者職・氏名

年度岩倉市認定こども園等運営費補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 年度認定こども園等運営費補助金所要額調書（別表 1）
- (2) 各事業補助金所要額明細書（別表 2）
- (3) 各事業実施計画書（別表 3）
- (4) 収支予算書（別表 3 の 2）
- (5) その他の参考資料

別表3の2

収 支 予 算 書

収 入 (単位：円)

項 目	金 額	積 算 の 基 礎
岩倉市認定こども園 等運営費補助金		
計		

支 出 (単位：円)

項 目	金 額	積 算 の 基 礎
補 助 対 象 経 費		
小 計		
対 象 外 経 費		
小 計		
合 計		

- 備考 1 補助事業に要する収入及び支出を記載してください。
- 2 支出のうち補助対象外経費がない場合は、対象外経費欄に斜線を引いてください。

様式第2（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

岩倉市長

印

年度岩倉市認定こども園等運営費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました補助金については、岩倉市認定こども園等運営費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定します。

記

1 交付決定額

金 円

交付決定額の内訳

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 延長保育促進事業 | 円 |
| (2) 1歳児保育実施事業 | 円 |
| (3) 主任保育士配置事業 | 円 |
| (4) 産休・病休代替職員配置事業 | 円 |
| (5) 保育補助者雇上強化事業 | 円 |
| (6) 保育体制強化事業 | 円 |
| (7) 保育所等賃借料支援事業 | 円 |
| (8) 保育環境向上等事業 | 円 |
| (9) 感染症対策のための改修整備等事業 | 円 |
| (10) 安全対策事業 | 円 |

2 補助条件

様式第3（第8条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者
住所
代表者職・氏名

年度岩倉市認定こども園等運営費補助金変更交付申請書

年 月 日付で交付申請した 年度岩倉市認定こども園等運営費補助金について、下記のとおり関係書類を添えて変更交付申請します。

記

- | | | | |
|---|---------------------------|---|---|
| 1 | 変更申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 当初交付申請額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引変更交付申請額 | 金 | 円 |
| 4 | 年度認定こども園等運営費補助金所要額調書（別表1） | | |
| 5 | 各事業補助金所要額明細書（別表2） | | |
| 6 | 各事業実施計画書（別表3） | | |
| 7 | その他の参考資料 | | |

様式第4（第8条関係）

第 年 月 日 号

様

岩 倉 市 長
印

年度岩倉市認定こども園等運営費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のありました補助金については、岩倉市認定こども園等運営費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付決定を変更します。

記

- | | | | |
|---|----------------------|---|---|
| 1 | 変更後交付決定額 | 金 | 円 |
| | 変更後交付決定額の内訳 | | |
| | (1) 延長保育促進事業 | | 円 |
| | (2) 1歳児保育実施事業 | | 円 |
| | (3) 主任保育士配置事業 | | 円 |
| | (4) 産休・病休代替職員配置事業 | | 円 |
| | (5) 保育補助者雇上強化事業 | | 円 |
| | (6) 保育体制強化事業 | | 円 |
| | (7) 保育所等賃借料支援事業 | | 円 |
| | (8) 保育環境向上等事業 | | 円 |
| | (9) 感染症対策のための改修整備等事業 | | 円 |
| | (10) 安全対策事業 | | 円 |
| 2 | 当初交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引変更交付決定額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助条件 | | |

様式第5（第10条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

補助事業者
住所
代表者職・氏名

年度岩倉市認定こども園等運営費補助金実績報告書

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 年度認定こども園等運営費補助金精算書（別表4）
- 2 各事業補助金精算額調書（別表5）
- 3 各事業実績調書（別表6）
- 4 収支決算書（別表6の2）
- 5 その他の参考資料

別表6の2

収 支 決 算 書

収 入 (単位：円)

項 目	金 額	積 算 の 基 礎
岩倉市認定こども園 等運営費補助金		
計		

支 出 (単位：円)

項 目	金 額	積 算 の 基 礎
補 助 対 象 経 費		
小 計		
対 象 外 経 費		
小 計		
合 計		

- 備考 1 補助事業に要した収入及び支出を記載してください。
- 2 支出のうち補助対象外経費がない場合は、対象外経費欄に斜線を引いてください。

様式第6（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

岩倉市長

印

年度岩倉市認定こども園等運営費補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました補助金の額を確定しましたので、岩倉市認定こども園等運営費補助金交付要綱第11条第1項の規定により下記のとおり通知します。

記

1	補助金の確定額	金	円
	補助金の確定額の内訳		
	(1) 延長保育促進事業		円
	(2) 1歳児保育実施事業		円
	(3) 主任保育士配置事業		円
	(4) 産休・病休代替職員配置事業		円
	(5) 保育補助者雇上強化事業		円
	(6) 保育体制強化事業		円
	(7) 保育所等賃借料支援事業		円
	(8) 保育環境向上等事業		円
	(9) 感染症対策のための改修整備等事業		円
	(10) 安全対策事業		円

様式第7（第11条関係）

年度岩倉市認定こども園等運営費補助金請求書

金 円

岩倉市認定こども園等運営費補助金交付要綱第11条第2項の規定により上記金額を請求します。

年 月 日

岩倉市長 殿

補助事業者
住所
代表者職・氏名

補助金の振込先

金融機関名		
支店名		
預金種別		
口座番号		
口座名義人	フリガナ	
	漢字	

様式第 8 (第 1 1 条関係)

年度岩倉市認定こども園等運営費補助金部分払請求書
(年度 第 四半期 : 月 ~ 月分)

金 円

岩倉市認定こども園等運営費補助金交付要綱第 1 1 条第 5 項の規定により、関係書類を添えて上記金額を請求します。

添付書類

- 1 年度第 四半期 (月 ~ 月分) 認定こども園等運営費部分払調書 (別表 7)
- 2 年度第 四半期 (月 ~ 月分) 各事業支出額調書 (別表 8)
- 3 年度第 四半期 (月 ~ 月分) 各事業実施確認書 (別表 9)

年 月 日

岩倉市長 殿

補助事業者

住所

代表者職・氏名

補助金の振込先

金融機関名		
支店名		
預金種別		
口座番号		
口座名義人	フリガナ	
	漢字	